

高齢者向け住まいにおける

飲食料品の提供の 消費税の軽減税率



はじめに

- 2019年10月より、消費税が改定されます。
従来の消費税率8%が、原則10%に改定されます。
- しかし、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、住まいの設置事業者・運営事業者から、入居者の方々に提供される「食事サービス」については、一定の条件付きで、「8%の軽減税率」が適用されることとなっています。
- 留意すべきは、全部の食事サービスの税率が8%になるのではなく、対象者や食事の単価等によっては、税率10%となる場合もある、という点です。
- 本資料では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での食事の消費税がどういう場合に8%となり、どういう場合に10%となるのか、の考え方を解説しています。
- 消費税の課税の判断は、最終的には、所管の税務署等に確認していただくことが必要となります。

2019年3月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

資料作成協力：高齢者住まい事業者団体連合会

（公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会）

1. 法令の構造

1. 2019年10月から、消費税は10%に引き上げ（大原則）
2. 飲食料品の譲渡(購入)は、軽減税率（8%）に該当（原則）
 - * 医薬品や医薬部外品は10%（飲食料品ではない）
 - * レストランや町の食堂等での飲食は10%
 - * 酒類は10%
3. 飲食料品の譲渡の中でも、
ケータリング（相手方が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）は、
軽減税率の対象外で10%（例外）
4. ケータリングでも、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において、
「入居者」に対する「一定の金額基準」を満たす飲食料品の提供は、
軽減税率（8%）の対象（例外の例外）

※特養、老健、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス）、通所（デイサービス）、
認知症グループホーム等は、食費・食材費はもともと非課税です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造



2. 対象者

1. 入居者の要件（有料老人ホーム）＝サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ それらの者と同居している配偶者

2. 高齢者向け住まい内であれば、提供場所が食堂でも居室でも対象

3. 入居者に該当すれば対象

- ① 短期利用（介護保険の短期利用特定施設入居者生活介護、介護保険外の短期利用）
- ② 体験入居・体験利用



4. 家族等の来訪者、外部利用者は、対象外

5. 職員も、対象外

⇒入居者と入居者以外のいずれもが利用することができる食堂等を運営する場合には、販売の際に、確認を行うなどし、適用税率を判断することが必要。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造&3.金額基準

問1.高齢者住まいにおいて行う飲食料品の提供が、特に軽減税率の適用対象とされたのはなぜですか。
また、特に適用対象とするために、
一定の金額基準を満たすことが必要とされた（後述の「1食あたり640円以下」等）のはなぜですか。

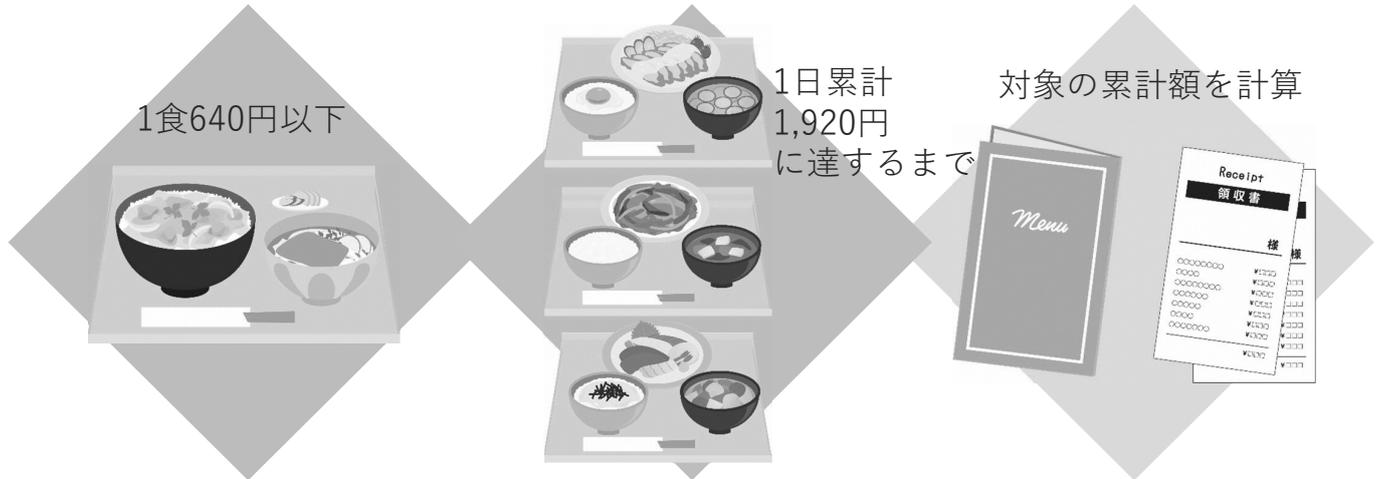
- 高齢者向け住まいで提供される食事は、当該施設で日常生活を営む入居者の求めに応じて、入居者が指定した場所（当該施設）において施設設置者等が調理等をして提供するものですから、一義的には、標準税率（10%）が適用される「ケータリングサービス」に該当すると考えられます。
- しかし、高齢者向け住まいでの飲食料品の提供は、通常の「ケータリングサービス」のように自らの選択で受けるものではなく、日常生活を営む場において他の形態で食事をとることが困難なことから、入居者はこれらの施設設置者等が提供する飲食料品を食べざるを得ないという事情があるため、一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象としたものです。

※ 高齢者向け住まいの居室で行われる飲食料品の提供も、食堂等で行われる飲食料品の提供も、どちらも、金額等の一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象となります。

- また、金額基準については、上記趣旨及び標準税率が適用される外食との間のバランスを考慮し、設けたものになります。
具体的な金額基準については厚労省告示である「入院時食事療養費算定基準」を引用しています。

3. 金額基準

- 1食につき640円以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

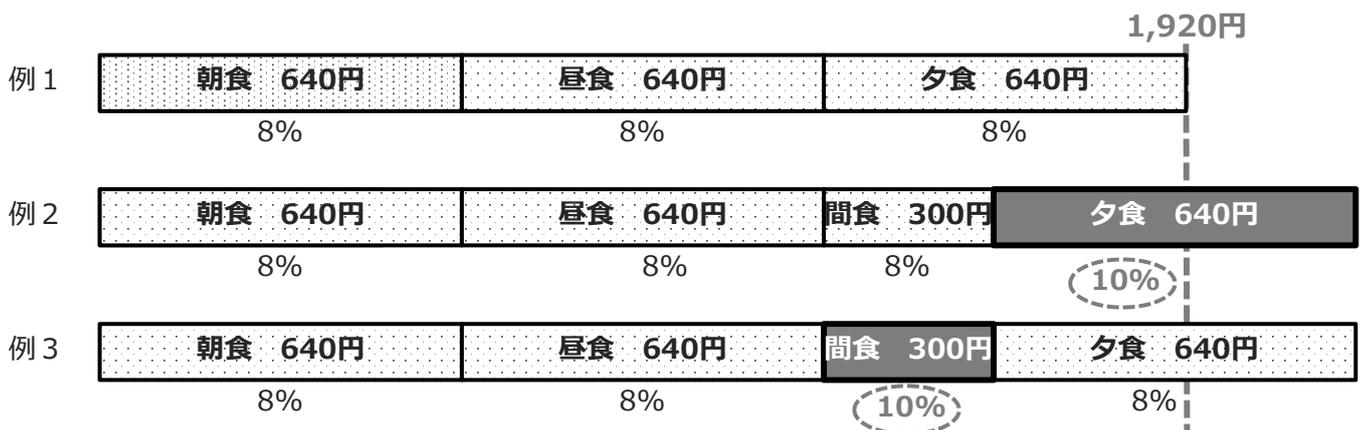
■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
- 650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

問2.高齢者向け住まいにおいて、すべて税抜価格で、500円の朝食、550円の昼食、640円夕食と、15時に300円の間食（おやつ）を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供とは、高齢者向け住まいにおいて、当該高齢者向け住まいの設置者又は運営者が、当該高齢者向け住まいの一定の入居者に対して、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供です。
- ② ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）を「あらかじめ書面により」明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ③ ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,350円）
（累計500円）	（累計1,050円）	（累計1,350円）	<u>（累計1,990円）</u>	

※ 夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

- ① なお、「あらかじめ書面により」、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、「朝食、昼食、夕食」と明らかにしている場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,690円）
（累計500円）	（累計1,050円）	<u>累計対象外</u>	（累計1,690円）	

【国税庁Q&A一部修正】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

4. 金額基準の適用方法

1. 一食ずつ価格を定めている場合
2. 月額「食費」を月額定額で定め、欠食の場合の単価を定めている場合
3. 契約に「食材費」と月額「厨房管理費」を定めている場合
4. 契約に「食材費」のみ定めている場合（厨房管理費は管理費に含んでいる）
5. 食堂でその都度、注文する場合

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問3.食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めている場合、軽減税率の対象となりますか。

- 軽減税率の適用対象となるかどうかは、合理的と認められる方法により、日額および1食当たりの食費を計算します。したがって、次のような計算方法で差し支えありません。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) 54,000円÷当該月の日数÷3食

a. 2月の日数が28日の場合、1,928円/日 (> 1,920円)、642円/食 (> 640円)

b. 30日の月の場合、1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)

B) 54,000円÷30日（どの月でも一律）÷3食

● 1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)

C) 54,000円×12ヶ月÷365日÷3食

● 1,775円/日 (< 1,920円)、591円/食 (< 640円)

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問4.入居者との契約において、次のように「欠食」に関する定めがある場合、1食あたり640円以下等の金額基準はどのように計算すればよいですか。

「事例」

日額固定金額（2,100円/日）を定めており、欠食割引（1回300円割引）の定めがある場合

- ① 高齢者向け住まいの設置者等が飲食料品の提供を行う予定であったものについて、入居者の事情により、その提供を受けないもの（以下「欠食」といいます。）が一部にあったとしても、その対価の支払いが行われる（欠食割引がある場合を含みます）ときは、設置者等が提供した飲食料金を単に入居者が飲食しなかったものといえます。
- ② したがって、当該欠食に係る対価の額については、飲食料品の提供に係る対価の額にほかならないことから、原則として、1日（1食）あたりの金額の計算対象に含め、累計額等の計算を行います。
- ③ 具体的な適用税率の判定は次のとおり行うことになります

（例）ご質問のケース

※この場合、朝・昼・夕食の内訳は、2,100円÷3食＝700円となります。

①欠食がなかった場合

朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
700 > 640	700 > 640	700 > 640	= 2,100 (0 ≤ 1,920)
(累計0)	(累計0)	(累計0)	

②朝食を欠食した場合

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
400 (700-300)	700 > 640	700 > 640	= 1,800 (400 ≤ 1,920)
(累計400)	(累計400)	(累計400)	

【高住連Q&A問7】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問5. 厨房管理費を、月額定額27,000円（税抜）と定めていて、食材費（**欠食時には請求しない**）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めて請求する場合、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) $27,000円 \div \text{当該月の日数} \div 3食$

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費964円/日、321円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
521円 ≤ 640円	621円 ≤ 640円	721円 > 640円	= 1,863円（1,142円）
（累計521円）	（累計1,142円）	（累計1,142円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	600円 ≤ 640円	700円 > 640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) $27000円 \times 12ヶ月 \div 365日 \div 3食$

● 厨房管理費 887円/日、295円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
495円 ≤ 640円	595円 ≤ 640円	695円 > 640円	= 1,785円（1,090円）
（累計495円）	（累計1,090円）	（累計1,090円）	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、**月額定額27,000円の厨房管理費の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります**。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問6. 食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めていて、**欠食時に減額する金額**（≒食材費相当額）を、朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) $(54,000円 - (200円 + 300円 + 400円) \times \text{当該月の日数}) \div \text{当該月の日数} \div 3食$

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費1,028円/日、342円/食

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
542円 ≤ 640円	642円 > 640円	742円 > 640円	= 1,926円（542円）
（累計542円）	（累計542円）	（累計542円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	600円 ≤ 640円	700円 > 640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) $(54,000円 \times 12ヶ月 - (200円 + 300円 + 400円) \times 365日) \div 365日 \div 3食$

● 厨房管理費 875円/日、291円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
491円 ≤ 640円	591円 ≤ 640円	691円 > 640円	= 1,773円（1,082円）
（累計491円）	（累計1,082円）	（累計1,082円）	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、**月額定額54,000円の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります**。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問7. 厨房管理費は「管理費」に含まれていて月額定額50,000円（税抜）と定めています。食費は、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。
また、高齢者向け住まいの共用部の維持・管理に係る「管理費」に「厨房管理費」が含まれているものの明確に区分できない場合、どうすれば良いですか。

- ① 契約において飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が共用部の維持・管理についての費用（管理費）に含まれている場合であっても、飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が明らかな場合には、「食材費」と「厨房管理費」を合計して飲食料品の提供に係る対価の額を明らかにする必要があります。
- ② その上で、飲食料品の提供に係る対価の額が、一定の金額以下という要件を満たすものであればその金額は軽減税率の適用対象となります。
- ③ 他方、ご質問のように「管理費」に含まれる「厨房管理費」が明らかではない場合、別途区分することまで求めるものではありません。
- ④ その場合には、「食材費」のみを消費税法上の飲食料品の提供の対価の額の累計額の計算の対象とすることを「書面により」明らかにして、「1食あたり640円（税抜き）以下」の判定を行うことができます。

【高住連Q&A問6後段】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問8. 当ホームでは、朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のほか、コーヒー200円、ケーキ400円、そば・うどん500円（いずれも税抜き）を注文することができます。朝食の代わりにコーヒーのみ、昼食の代わりにそば・うどんを召し上がる方もいます。朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のみを、軽減税率の一食640円以下、1日1,920円以下の金額基準の判定対象として書面で定めることにより、コーヒー、ケーキ、そば・うどんは、判定対象外（標準税率）とできますか。

金額基準の計算対象としない旨、「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、可能です。

問9. 当ホームでは、メインダイニングにおける食事のほか、喫茶室において軽食等を注文することができます。喫茶室における軽食等も含めて、軽減税率の対象かどうか判定しなければいけませんか。

喫茶室における軽食等も、軽減税率の対象とすることも可能ですし、「あらかじめ書面により」明らかにすることにより軽減税率の金額基準の判定対象外とする（メインダイニングの食事のみを判定対象とする）ことも可能です。

【高住連Q&A問8後段】

問10.高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供の「**全て**」について、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の**対象とならない**ことを、「あらかじめ書面により」明らかにすることは認められるか。

- ① 軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにした場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ② ご質問のように、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供の「**全て**」について、**軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことをあらかじめ書面により明らかにした場合**には、その高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供全体が**標準税率の対象**となります。
 - * **入居者のご納得されるかどうかは別問題**です。
消費者保護の観点等からも、あらかじめ事前に十分な説明をお願いいたします。
- ③ なお、上記により標準税率が適用されるのは飲食料品の「提供」であり、**単なる飲食料品の「譲渡（売買等）」には軽減税率が適用（金額によらず8%）**されることとなります。

【高住連Q&A問9】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 5.飲食料品の販売

5. 飲食料品の販売

□ 飲食料品の販売（譲渡）は、すべて軽減税率（8%）

- ① ホーム内の売店での飲食料品の販売
- ② 入居者による宅配弁当、出前の購入

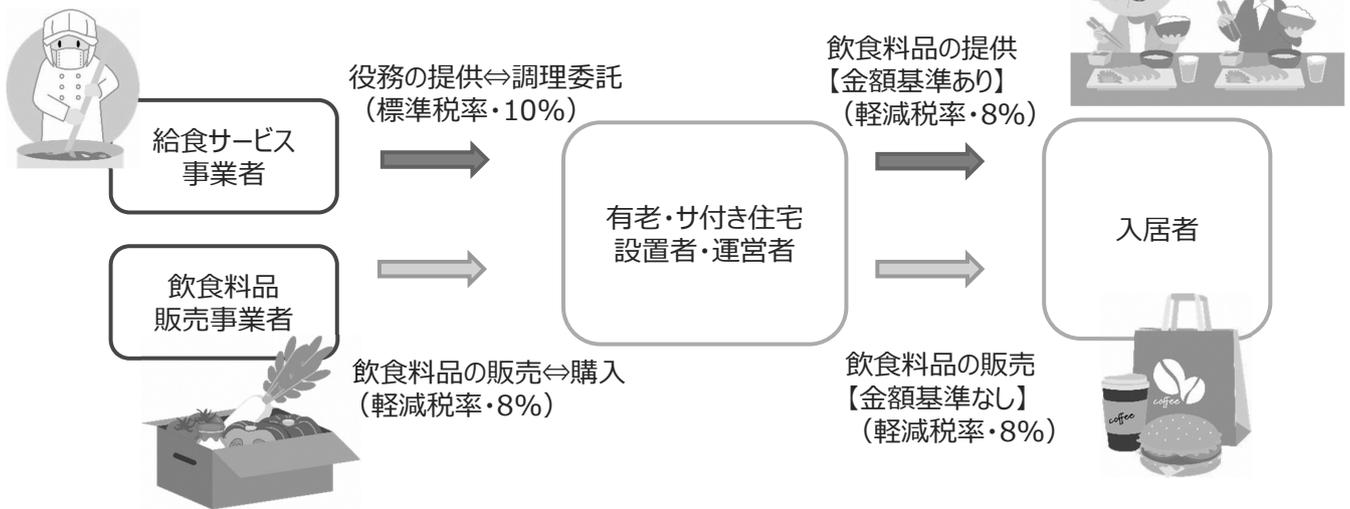
* 「飲食料品の販売」の場合は、金額基準は適用されない
= **金額に関係なく、軽減税率の適用**

* 当該売店に付随する飲食設備で飲食させる食事の提供に該当する場合には、軽減税率の対象外

なお、ホームが宅配弁当を仕入れ、入居者に提供する場合（＝飲食料品の提供に該当する場合）は、軽減税率の対象だが、金額基準が適用される。

6. 厨房委託契約と食品の仕入れ

1. ホームと厨房委託会社の厨房委託契約は、10%
2. ホームが食品を仕入れる場合の消費税は、8%
3. クックチル形式も「販売・購入」の売買契約の場合は、8%



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4. 金額基準の適用方法

問11. 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。
- ② 貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う**食事の調理に係る役務の提供**ですので、**軽減税率の適用対象外**です（軽減通達13）。



軽減税率の適用対象外

7. 準備事項

1. 各ホーム・住宅の食費に対する軽減税率適用の確認

2. 現入居者に対する説明・周知

- ① 管理費や基本サービス費の消費税率の変更に加え、食費に関する適用税率を説明
 - * 介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。
- ② 累計額の計算の対象を「あらかじめ書面により明らかにする」
- ③ 運営懇談会などの場で説明することが考えられる。

3. 契約書、重要事項説明書、パンフレット等の改定

- ① 管理費や基本サービス費、食費〔消費税込み価格を表示している場合〕
- ② 飲食料品の提供のうち、累計額の計算の対象となるもの〔限定する場合〕
 - * 介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。

4. 会計ソフトの対応状況の確認と必要なシステム改訂

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 7.準備事項

□ あらかじめ書面により明らかにする例

A) 運営懇談会資料や掲示資料などへの記載イメージ

**利用契約書に記載されている
「食材費」を、軽減税率の対象といたします。**

※食材費(朝食・昼食・夕食)以外の食事は、軽減税率の対象外とさせていただきます。

B) 契約書に記載する文言のイメージ

・軽減税率（8％）の対象となる飲食料品の提供は、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費です。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。

・有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、一食640円以下、一日累計額1,920円に達するまでは、軽減税率（8％）の対象となります。当ホームでは、この軽減税率の対象となる飲食料品の提供を、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費とします。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。

○有料老人ホーム等において行う飲食料品の提供の消費税の取扱い

消費税法・消費税法施行令	消費税法施行規則等
<p>○消費税法(昭和六十三年法律第八号)(抄)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。</p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十九条第一項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)</p> <p>二 (略)</p>	<p>○消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)(抄)</p> <p>(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)</p> <p>第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者</p> <p>三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p>
<p>○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)</p> <p>(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)</p> <p>第二条の四 (略)</p> <p>2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供(財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。</p> <p>一 老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十九条第一項(届出等)の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム(次号に掲げる施設に該当するものを除く。)当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者(財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)に対して行う飲食料品の提供</p> <p>二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第六条第一項(登録の申請)に規定する登録を受けた同法第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供</p> <p>三～七 (略)</p>	<p>○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成二十八年財務省告示第百号)(抄)</p> <p>消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項(有料老人ホーム等の施設の範囲等)に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者(以下「設置者等」という。)が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供(同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。)の対価の額(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十八条第一項(課税標準)に規定する対価の額をいう。以下同じ。)が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)別表第一の一(1)に規定する金額(同表第一の一の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。)以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。)をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。</p> <p>○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)(抄)</p> <p>食事療養及び生活療養の費用額算定表</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円</p> <p>(2) (略)</p> <p>注(略)</p> <p>2 (略)</p>

○消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)(平成 28 年 4 月(平成 30 年 1 月改訂)国税庁消費税軽減税率制度対応室)

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 60 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則 34①一ロ、改正令附則 3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則 3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき 640 円以下であるもののうち、その累計額が 1,920 円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640 円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成 28 年財務省告示第 100 号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500 円 ≤ 640 円	550 円 ≤ 640 円	500 円 ≤ 640 円	640 円 ≤ 640 円	= 2,190 円 (1,550 円)
(累計 500 円)	(累計 1,050 円)	(累計 1,550 円)	(累計 2,190 円)	

夕食は、一食につき 640 円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が 1,920 円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500 円 ≤ 640 円	550 円 ≤ 640 円	500 円 ≤ 640 円	640 円 ≤ 640 円	= 2,190 円 (1,690 円)
(累計 500 円)	(累計 1,050 円)	累計対象外	(累計 1,690 円)	

(飲食料品の提供に係る委託)

問 63 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っています。当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています(改正法附則 34①一ロ、改正令附則 3②一)。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません(軽減通達 13)(問 60(有料老人ホームの飲食料品の提供)参照)。

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第3版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である
2019年10月が迫ってきました！！

レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで
0120-398-111 (通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

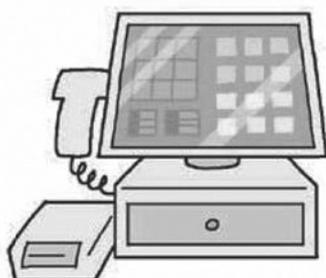
標準税率10%



軽減税率8%



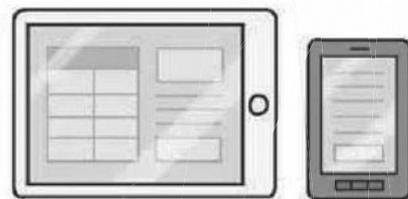
POSレジ



メカレジ



モバイル
POSレジ



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら！



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3 / 4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円【※②】

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

1事業者あたり上限200万円

【※② 2019年2月6日から券売機を補助対象化。】

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3 / 4

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

<請求書管理システムの改修等支援> 【2019年2月6日から補助対象化。】

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※③)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

(※③区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補助率：原則 3 / 4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

消費税の軽減税率制度実施まで 残り1年を切りました！！

軽減税率への対応が必要か、確認をしましょう！

○売る商品に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ 対応が必要です

(売り先が消費税の仕入税額控除をするため、軽減税率制度に対応した請求書や領収書の発行が必要です)

○仕入に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ 対応が必要です

(軽減税率制度に対応した領収書、請求書等の保存、区分経理した帳簿が必要です)

納品書に記載された
適用税率が正しいか確認



毎日の売上・仕入れを
適用税率別に区分して記帳



複数税率・軽減税率に対応した
レジへの買替え・改修



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



たとえば、次のような場合は対応が必要です。

- Q. 自社は売上一千万円以下の免税事業者なので、消費税は無関係 ⇒×
- A. 関係があります。自社は免税事業者でも、売り先が課税事業者であれば新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行が求められる場合があります。
- Q. 食料品など軽減税率対象の商品しか扱っておらず、全てが8%のままで、レジの買換えも、設定の変更も必要が無い ⇒×
- A. レジ設定の変更（「全商品が軽減税率対象」であると請求書・領収書に明示）や、変更が不可能な場合はレジ買換（あるいは個別に手書き等での対応）も必要です。
- Q. 自社はサービス業・製造業で、軽減税率は気にする必要が無い ⇒×
- A. 訪問客に提供する茶や菓子等、軽減税率対象商品を仕入れていませんか。その場合、軽減税率に対応した領収書等の保存と、帳簿の区分経理が必要です。

⇒ レジやシステムの改修・導入には国の支援があります。

レジ・システム補助金についてのお問い合わせは

軽減税率対策補助金事務局

0120—398—111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

軽減税率制度に関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0570—030—456

※国税庁が設置する回線になります。

消費税軽減税率対策費補助金の概要

【赤字が拡充予定箇所】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援（BtoC）

①複数税率対応レジ等の導入等支援（A型）

- 補助対象事業者
複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等
- 補助対象経費
 - ①レジ等の本体（タブレット等を含む。）
 - ②対応するソフトウェア導入に係る経費
 - ②券売機
 - ③レジ付属機器（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
 - ④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
- 補助率
3 / 4 以内
※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4 / 5以内
- 補助限度額
 - ・レジ1台あたり20万円以内が上限
 - ・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算
 - ・1事業者あたりの上限は200万円

流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

②電子的受発注システム等の改修等支援（B型）

- 補助対象事業者
軽減税率制度の実施に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
- 補助対象経費
 - ①電子的な受発注システム等の改修（区分記載請求等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。）等に要する経費
 - ②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等
- 補助率
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- 補助限度額
 - ・発注システム：1,000万円
 - ・受注システム：150万円
 - ※受注システム・発注システム両方の場合は、1,000万円

③区分記載請求書等への対応支援（C型）

- 補助対象事業者
「区分記載請求等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等
- 補助対象経費
 - ①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費
 - ②パッケージ製品の導入に要する経費
 - ③対応する事務処理機器の導入経費
- 補助率
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- 補助限度額
1事業者あたり：150万円以内

本資料は、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として
公益社団法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。
本資料は、高齢者住まい事業者団体連合会の協力を得て作成しています。

* 発行者の許可なく、本書の内容の無断転載・修正を禁じます。

問合せ先

公益社団法人全国有料老人ホーム協会	03-3272-3781
一般社団法人全国介護付きホーム協会	03-6812-7110
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会	03-6433-2200（2019年3月まで*）
一般社団法人高齢者住宅協会	03-6689-7917

（* サービス付き高齢者向け住宅協会の事業は、4月から高齢者住宅協会へ統合する予定です）

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をご利用の皆様、

2019年10月から、消費税は標準税率は10%に引き上げられます。
その際、「飲食料品の譲渡（購入）」は、軽減税率（8%）が適用されます。

消費税法にもとづき、外食などは、標準税率（10%）の適用ですが、
「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」で提供される食事については、
「入居者」に対し、「一定の金額基準」を満たす場合のみ、軽減税率（8%）となります。

食事の提供について、軽減税率の対象となるのは「入居者」の方のみです。（入居者にも一部例外があります）
ご家族等の来訪者、外部利用者、職員等への食事の提供は10%となります。

「金額基準」は、
「1食につき640円(税抜)以下」かつ「1日の累計額が1920円に達するまで」が8%の適用です。

* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の事業者にお問合せください。



有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」の軽減税率(8%) 「金額基準」の考え方

- 1食につき640円（税抜）以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算してよい

* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まいの事業者にお問合せください。



■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

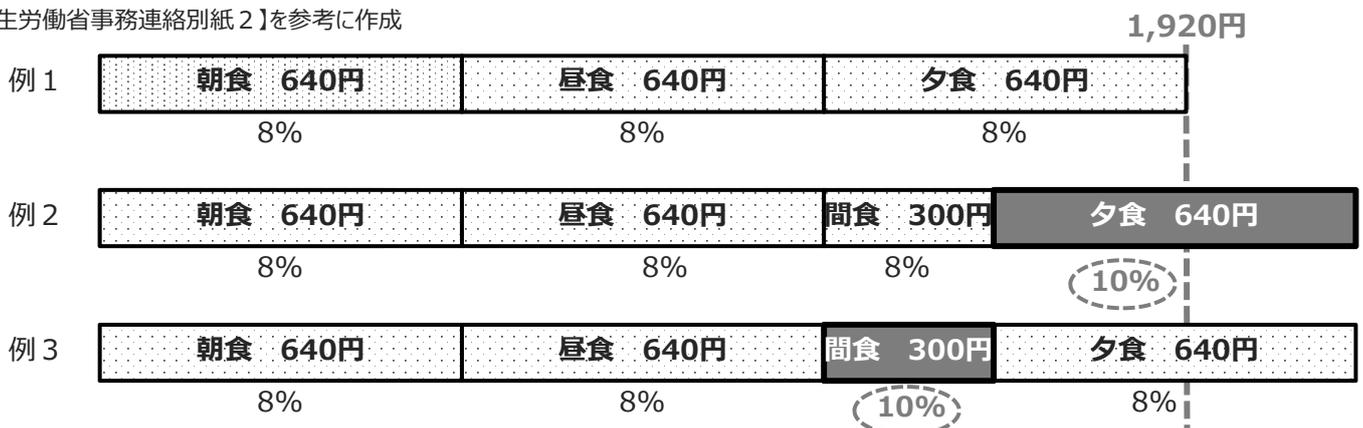
例 640円 → 8%

650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

【厚生労働省事務連絡別紙2】を参考に作成



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

この資料は、平成30年度厚生労働省老人保健増進等事業として、公益法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。

* 作成協力：一般社団法人全国介護付きホーム協会、一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、一般社団法人高齢者住宅協会